

35341

山口県

上関町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員（人以上）			
①製造の事業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700 万円以上	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年間
生産性向上特別措置法に基づく、「先端 設備等導入計画」の認定を受けた中小企 業者の設備投資であって、一定の要件を 満たす設備を取得した場合 対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工 具)、器具備品、建物付属設備	—	課税標準 ゼロ (生産性向上特 別措置法)	固定資産税 (償却資産が対 象)	3年度間